

【取引③】

非課税期間が終了するファンド（2019 年分）を課税口座でも保有している場合で、課税口座の同一ファンドを解約する場合（約定日・受渡日ともに 2024 年 1 月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2019 年分については課税口座へ払い出された後であり、**2019 年分を含めて全額解約**されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託Aファンド全額（100 万円・課税口座分）の解約
（AファンドをNISA口座で 200 万円分保有しており、かつ
内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2023 年 12 月 29 日

約 定 日：2024 年 1 月 4 日

受 渡 日：2024 年 1 月 12 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されます。本件では 約定日が課税口座へ払い出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払い出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である 200 万円となります。